

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所研究者行動規範

平成23年3月30日

改正：平成28年4月 8日

（目 的）

第1条 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）で実施される研究の信頼性と公正性を確保することを目的として、研究を遂行する上で求められる研究者の行動規範をここに定める。

（研究の心得）

第2条 研究者は、良心と信念に従って、自らの責任で研究を遂行し、圧力により研究成果の客観性を歪めることがあってはならない。

2 研究者は、国際的に認められた規範、規約及び条約等、国内の法令等及び研究所の諸規程を遵守しなければならない。

（定 義）

第3条 「研究者」には、研究所の研究職員のみならず、研究所において研究活動に従事する者を含み、客員研究員、協力研究員、派遣研究員等であっても研究に関わるときは「研究者」に準ずるものとする。

2 「研究」には、研究計画の立案、研究費の申請、計画の実施、成果の発表・評価にいたるすべての過程における行為、決定及びそれに付随するすべての事項を含むものとする。

3 「発表」とは、自己の研究に係る新たな知見・発見又は専門的知見を公表するすべての行為を含むものとする。

（研究のための試・資料、情報、実験データ等の収集）

第4条 研究者は、科学的かつ法的・倫理的に妥当な方法、手段で研究のための試・資料、情報、実験データ等を収集しなければならない。

2 研究者が研究のために試・資料、情報、実験データ等を収集する場合は、その目的に適う必要な範囲において収集するよう努めなければならない。

3 研究者が「ヒト試料を用いる」あるいは「ヒトを対象とする」研究を行う場合には、「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所ヒトを対象とする研究に関する倫理規程」に基づき審査を受け承認を得た後でなければ実施してはならない。

4 研究者は、「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所動物実験規程」に基づき科学的な観点及び動物愛護の立場において、適正に実施しなければならない。

（共同研究等）

第4条の2 研究者が、共同研究または委託業務等を実施する場合には、これに係る契約書等に記載された事項を遵守しなければならない。

（個人情報保護）

第5条 個人のプライバシーに関わる事項について研究者は、「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所個人情報管理規程」に従い、プライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した試・資料、情報、データ等の漏洩を防止しなければならない。

(情報、実験データ等の利用及び管理)

第6条 研究者は、研究のために収集又は生成した情報、実験データ等の滅失、漏洩、改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。

2 研究者は、研究のために収集又は生成した情報、実験データ等を適切な期間保存しなければならない。ただし、法令又は規程等に保存期間の定めのある場合は、それに従うものとする。

3 研究者は、研究結果に対する説明責任があり、生データや研究ノート、実験試料・試薬等、あるべき基本的試・資料を提示できないとき、また、再実験で結果を再現できない時は不正を行ったと見なされることがあることに留意しなければならない。

(安全確保)

第7条 研究者が研究及び実験において、研究装置・機器等及び薬品・材料等を用いるときは、関係取扱規程、要領等を遵守し、安全及び健康の確保に努めなければならない。

(環境と社会への責務)

第8条 研究者は、研究に用いる材料、研究の過程で生じた残渣物、使用済みの材料等について、関係取扱規程、要領等を遵守し、環境と社会への影響がないよう必要な対策を責任をもって講じなければならない。

(研究成果発表)

第9条 研究成果は、客観性や実証性に裏付けられたものであり、他者による追試や評価が可能であるものでなければならない。研究者は、研究成果を広く社会に還元するため、公表しなければならない。ただし、知的財産権等の取得、国民の健康福祉の保護及びその他合理的理由のため公表に制約のある場合は、公表しないものとすることができる。

2 研究者は研究成果の発表に際し、先行研究を精査し尊重するとともに、他者の知的財産を侵害してはならない。

3 研究者は、研究成果発表における不正な行為が研究所及び研究者全体に対する社会の信頼性を喪失する行為であることを自覚し、次に掲げる不正な行為を絶対にしてはならない。

(1) 捏造(存在しないデータ・その他の研究結果を作成すること。)

(2) 改ざん(研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。)

(3) 盗用(他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、論文等を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。)

4 研究発表における不適切な引用、引用の不備等は不正行為とみなされる恐れがある。従って、研究者は適切な引用を行い、真摯な表現をしなければならない。

5 研究者は本質的に同一の研究内容を、複数の原著論文として発表してはならない。

(オーサーシップ)

第10条 研究者は、研究活動に実質的に関与し、研究内容に責任を有し、研究成果の創意性に十分な貢献をしたと認められる場合に、研究発表において適切なオーサーシップを認められる。

(研究費の公正な申請)

第 11 条 研究費の申請は、その研究の重要性・新規性・可能性を科学的合理的に説明するものであり、研究発表と同様の高い倫理性が要求される。研究者は論文内容の改ざんや論文数のごまかしあるいは研究の実態とはかけ離れた誇大な成果を掲げて、審査員を虚偽に欺く研究計画を申請してはならない。

（研究費の取扱い）

第 12 条 研究者（経理に従事する職員を含む。以下この条において同じ。）は、取得した研究費について、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「科学研究費補助金取扱い規程」などの関連する諸規定を遵守し、申請した研究計画から逸脱した目的に流用してはならない。

2 研究者は、研究費の使用に当たっては、法令、研究所の会計に係わる諸規定、当該研究費の使用規定等を遵守しなければならない。

3 研究者は、証拠書類等を適切に管理し、実績報告においては、研究遂行の真実を明瞭に記載しなければならない。

（利益相反の申告）

第 12 条の 2 研究者は、「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所利益相反管理規程」に基づき、適正に申告しなければならない。

（研究所の責務）

第 13 条 研究所は、研究者の研究倫理意識を高揚するために、必要な啓発、教育を実施するものとする。

2 研究所は、この規範の運用を実効あるものにするため、研究者の研究倫理に反する行為に対しては、適切な措置を講じるものとする。

3 研究所は、研究に関して、不当又は不公正な扱いを受けた者からの苦情、相談等に対応するものとする。

4 前 2 項の取扱い及び対応については、「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 研究機関としての不正行為への対応に関する規程」及び「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所公的研究費調査委員会設置運営規程」に基づくものとする。

附 則

この規範は、平成 23 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

この規範は、平成 28 年 4 月 8 日から施行する。